

## 【労務】健康保険料率・介護保険料率・雇用保険料率の改定

平成 30 年度の健康保険料率・介護保険料率・雇用保険料率が決定しました。  
健康保険料率・介護保険料率は改定され、雇用保険料率は据え置きとなります。

### ●健康保険料率

平成 30 年度の協会けんぽの保険料率は 3 月分（4 月納付分）から改定されます。

\*任意継続被保険者及び日雇特例被保険者の方は 4 月分（4 月納付分）から変更となります。

### <平成 30 年度都道府県単位保険料率>

	H29 年度		H30 年度			H29 年度		H30 年度	
北海道	10.22%	↑	10.25%		滋賀県	9.92%	↓	9.84%	
青森県	9.96%	→	9.96%		京都府	9.99%	↑	10.02%	
岩手県	9.82%	↑	9.84%		大阪府	10.13%	↑	10.17%	
宮城県	9.97%	↑	10.05%		兵庫県	10.06%	↑	10.10%	
秋田県	10.16%	↓	10.13%		奈良県	10.00%	↑	10.03%	
山形県	9.99%	↑	10.04%		和歌山県	10.06%	↑	10.08%	
福島県	9.85%	↓	9.79%		鳥取県	9.99%	↓	9.96%	
茨城県	9.89%	↑	9.90%		島根県	10.10%	↑	10.13%	
栃木県	9.94%	↓	9.92%		岡山県	10.15%	→	10.15%	
群馬県	9.93%	↓	9.91%		広島県	10.04%	↓	10.00%	
埼玉県	9.87%	↓	9.85%		山口県	10.11%	↑	10.18%	
千葉県	9.89%	→	9.89%		徳島県	10.18%	↑	10.28%	
東京都	9.91%	↓	9.90%		香川県	10.24%	↓	10.23%	
神奈川県	9.93%	→	9.93%		愛媛県	10.11%	↓	10.10%	
新潟県	9.69%	↓	9.63%		高知県	10.18%	↓	10.10%	
富山県	9.80%	↑	9.81%		福岡県	10.19%	↑	10.23%	
石川県	10.02%	↑	10.04%		佐賀県	10.47%	↑	10.61%	
福井県	9.99%	↓	9.98%		長崎県	10.22%	↓	10.20%	
山梨県	10.04%	↓	9.96%		熊本県	10.14%	↓	10.13%	
長野県	9.76%	↓	9.71%		大分県	10.17%	↑	10.26%	
岐阜県	9.95%	↓	9.91%		宮崎県	9.97%	→	9.97%	
静岡県	9.81%	↓	9.77%		鹿児島県	10.13%	↓	10.11%	
愛知県	9.92%	↓	9.90%		沖縄県	9.95%	↓	9.93%	
三重県	9.92%	↓	9.90%						

※40 歳から 64 歳までの方（介護保険第 2 号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.57%）が加わります。

### ●介護保険料率

協会けんぽの介護保険料率は、下記の通りです。

【一般被保険者】

平成 30 年 3 月分（5 月 1 日納付期限分）から：1.57%

【任意継続被保険者、日雇特例被保険者】

平成 30 年 4 月分から：1.57%

### ●雇用保険料率

平成 30 年度の雇用保険料率は、平成 29 年度から変更ありません。

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は下記の通りです。

【失業等給付の保険料率】

⇒労働者負担・事業主負担ともに 3/1,000（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 4/1,000）

【雇用保険二事業の保険料率】（事業主のみ負担）

⇒3/1,000（建設の事業は 4/1,000 です。）

参照ホームページ [厚生労働省]

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>